

市第53号議案 横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

1 提案理由

平成27年4月1日の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）に移行することとなりました。

本市では平成28年1月1日から総合事業を実施するため、関係する横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正します。

また、横浜市すすき野地域ケアプラザ及び横浜市深谷俣野地域ケアプラザの設置を予定しているため、併せて横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 総合事業への移行にあたって、地域ケアプラザにおいて本市の指定を受け実施する通所型サービスとして「指定第1号通所事業」を追加し、また、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントとして「第1号介護予防支援事業」を追加します。

また、指定第1号通所事業に係る利用料金について、介護保険法の規定により定められた額とすることを規定します。

※ 「第1号事業」とは、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定されている事業名で、要支援認定を受けた方や、利用者の心身の状況等を確認する「基本チェックリスト」により、「事業対象者」と判断された方に対して行う事業を指します。

- (2) 横浜市すすき野地域ケアプラザ(青葉区)・横浜市深谷俣野地域ケアプラザ(戸塚区)の設置に伴い、別表第1及び別表第3の改正を行います。

※ 開所予定日：横浜市すすき野地域ケアプラザ 平成28年12月
横浜市深谷俣野地域ケアプラザ 平成29年7月

3 条例の施行予定日

- (1) 指定第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業の実施

平成28年1月1日

- (2) 横浜市すすき野地域ケアプラザ(青葉区)・横浜市深谷俣野地域ケアプラザ(戸塚区)の設置規則で定める日

横浜市すすき野地域ケアプラザ 平成28年12月
横浜市深谷俣野地域ケアプラザ 平成29年7月 } 開所日と同日を予定

※ 横浜市すすき野地域ケアプラザ・横浜市深谷俣野地域ケアプラザの準備行為に係る規定及び第7条第2項第5号の改正規定は公布日施行です。

4 添付資料

- (1) 横浜市すすき野地域ケアプラザ イメージ図・施設概要
(2) 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ イメージ図・施設概要

横浜市すすき野地域ケアプラザ【イメージ図】

健康福祉・医療委員会

平成 27 年 9 月 15 日

健康福祉局

市第 53 号議案関連資料

(横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正)

施設概要

施設名	横浜市すすき野地域ケアプラザ
所在地	青葉区すすき野一丁目8番21号外
構造・規模	混構造(1階鉄筋コンクリート造、2階木造) 地上2階建て
敷地・延床面積	敷地面積 645.76 m ² (予定) 延床面積 499.37 m ² (予定)
開所時期	平成28年12月(予定) 建設着工:平成27年12月(予定) しゅん工:平成28年10月(予定)



※現時点でのイメージです。今後変更となる可能性があります。

横浜市深谷俣野地域ケアプラザ【イメージ図】

健康福祉・医療委員会
平成27年9月15日
健康福祉局

市第53号議案関連資料
(横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正)

施設概要

施設名	横浜市深谷俣野地域ケアプラザ
所在地	戸塚区深谷町1432番地11
構造・規模	鉄骨造 地上4階建
敷地・延床面積	敷地面積 301.00㎡(予定) 延床面積 662.16㎡(予定)
開所時期	平成29年7月(予定) 建設着工:平成28年4月(予定) しゅん工:平成29年5月(予定)



※現時点のイメージです。今後変更となる可能性があります。